

専決処分の報告について

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年11月27日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年10月3日

秦野市長 高橋 昌和



理由

建築基準法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第 33 号

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成 12 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 号中「政令第 112 条第 14 項」を「政令第 112 条第 13 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第30号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（<u>政令第112条第13項</u>の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ）で区画したとき。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（<u>政令第112条第14項</u>の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ）で区画したとき。</p>